

京都府道路公社つり銭用資金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、通行料金收受業務に伴うつり銭に必要な資金（京都府道路公社会計規程第30条に基づく資金（以下「前渡資金」という。）と収受金から使用できるつり銭に必要な資金（以下「準備資金」という。）を合わせたものをいう。（以下「つり銭資金」という。))の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(つり銭資金の管理)

第2条 料金收受業務の実施について、京都府道路公社から委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、つり銭資金の適正な管理に努めなければならない。

2 受託者が新たに料金收受業務を開始するときは、前渡資金について管理事務所に様式第1に基づく請求を行って貸与を受けるものとする。

受託者は、前渡資金の交付を受けたときは、様式第2の領収書を管理事務所に提出しなければならない。

3 受託者と契約が終了したとき又は管理事務所長が前渡資金の一部又は全部について必要がないと認めたときは、様式第3により受託者に返納を求めるものとし、受託者は様式第4により返納しなければならない。

4 受託者は、準備資金が必要と判断したときは、第3条に定める限度額の範囲内で使用できるものとし、その額を設定又は変更しようとするときは、様式第5により管理事務所長に承認申請を行い、承認を得なければならない。

(前渡資金の額及び準備資金の額)

第3条 前渡資金の額及び準備資金の額は、各料金所ごとに次の各号に掲げる額を限度とする。

- 一 宮津天橋立料金所においては、前渡資金110万円及び準備資金150万円
- 二 宮津天橋立本線料金所においては、前渡資金120万円及び準備資金150万円
- 三 舞鶴大江料金所においては、前渡資金80万円及び準備資金70万円
- 四 綾部安国寺料金所においては、前渡資金80万円及び準備資金80万円
- 五 京丹波わち料金所においては、前渡資金80万円及び準備資金70万円
- 六 京丹波みずほ料金所においては、前渡資金120万円及び準備資金70万円

(使途)

第4条 つり銭資金は、収受金のつり銭以外の目的に使用してはならない。

(記帳及び照合)

第5条 受託者は、様式第6のつり銭用資金保管簿を備え、毎日つり銭資金の残高を金種ごとに記載しなければならない。

2 管理事務所長が指定した職員は、毎月定期的に、つり銭資金の確認を行うとともに、つ

り銭用資金保管簿、その他関係帳簿と照合しなければならない。

(現金過不足)

第6条 受託者は、つり銭資金に過不足が生じた場合、速やかに原因を調査のうえ、遅滞なく管理事務所長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(管理方法)

第7条 受託者は、つり銭資金の保管に当たっては、盗難、亡失等のないよう十分注意のうえ管理しなければならない。

(会計年度)

第8条 資金は会計年度に関係なく使用するものとする。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月 7日から施行する。

様式第 1

年 月 日

京都府道路公社
管理事務所長様

受託者（責任者）

通行料金收受業務に伴うつり銭資金の請求について

下記のとおり請求します。

記

料 金 所 名		
交 付 金 額	円	円

様式第 2

年 月 日

京都府道路公社
管理事務所長様

受託者（責任者）

通行料金收受業務に伴うつり銭資金の領収について

下記のとおり領収しました。

記

料 金 所 名		
交 付 金 額	円	円

様式第 3

年 月 日

受託者（責任者）様

京都府道路公社
管理事務所長

通行料金收受業務に伴うつり銭資金の返納について

下記のとおり返納して下さい。

記

料 金 所 名		
返 納 金 額	円	円
返 納 期 日		

様式第 4

年 月 日

京都府道路公社
管理事務所長様

受託者（責任者）

通行料金收受業務に伴うつり銭資金の返納について

下記のとおり返納します。

記

料 金 所 名		
返 納 金 額	円	円

様式第 5

年 月 日

京都府道路公社
管理事務所長様

受託者（責任者）

収受金から使用できるつり銭資金の設定（変更）について

下記のとおり設定（変更）したいので承認申請します。

記

料 金 所 名		
設定（変更）額		
旧	円	円
新	円	円
設定（変更） 年 月 日		

